

# 定額減税調整給付金の支給について

令和6年度税制改正において行われている定額減税のうち、定額減税前の税額が定額減税可能額（所得税3万円、個人住民税1万円に※減税対象人数を乗じた金額）に満たない方に対し、その差額を給付（以下「調整給付」といいます。）します。

※減税対象人数：納税者本人＋控除対象配偶者＋扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の数

## ◎調整給付の対象者

「※令和6年分推計所得税額」、「令和6年度個人住民税所得割額」のいずれか（又は両方）が、定額減税可能額を下回る（引ききれない）方。

※令和6年分推計所得税額：令和5年分所得を参考に国が定めた算定基準に基づき推計した税額。

## ◎給付額

次に掲げる（1）と（2）の合計額（合計額の1万円未満は切り上げ）

（1）所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額

（2）個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額

### （給付額計算例）

#### 世帯主であるAさんの計算例

Aさんと控除対象配偶者の妻及び扶養親族の子2人の4人世帯。

Aさんの令和6年分推計所得税額が68,500円で

令和6年度住民税所得割額が34,000円の場合。

所得税減税可能額  $30,000円 \times 4人 = 120,000円$

住民税所得割減税可能額  $10,000円 \times 4人 = 40,000円$

$120,000円 - 68,500円 = 51,500円$ ……ア（マイナスの場合0円）

$40,000円 - 34,000円 = 6,000円$ ……イ（マイナスの場合0円）

ア＋イ＝57,500円

（1万円未満切り上げにより）**給付額：60,000円**



## ◎給付の手続き

令和6年7月上旬～中旬頃に、町で確認した給付対象者宛に支給確認書を発送しますので、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて郵送または税務課窓口へ提出して下さい。

## ◎給付の時期

確認書受理後、不備がなければ、おおむね2～3週間以内に、ご指定の口座に振込みします。

【お問い合わせ先】税務課（☎01377-2-2452）

（有料広告）

見守りサービス

**あんしん**

**ハローライトプラン**

**1 ご自宅の電球と交換するだけ！**

LED電球と通信機能が一体になった（ハローライト）が点灯/消灯を前日朝9:00～当日朝8:59の間計測し見守ります。

**2 メールでお知らせ！**

電球に点灯/消灯の動きが無い場合、異常を検知して当日朝9:00～朝10:00の間に事前に設定した通知先へメールでお知らせします。

**3 訪問確認！**

異常時にも通知先のご依頼に応じてスタッフが設置先を訪問。必要に応じて地域包括センター等の地域の窓口に通報します。

見守られる側、見守る側どちらの安心にも繋がります

お手頃な月額料金

**1,078円**

※後払い手数料はお客様負担となります。（税込209円）

**ご高齢の方**  
1人暮らしで不安  
安心して暮らしたい  
もしもの時に備えたい  
高額なサービスは使えない

**ご家族の方**  
離れて暮らす親が心配  
何かあっても気付けない  
すぐに訪問できない  
毎日電話するのは大変

**介護事業者  
福祉関連団体の方**  
人材不足が深刻  
コロナの影響で対応での声  
掛けや見守りが減っている

**お申し込み方法**

☎ ヤマト運輸株式会社 ネコサポサービスセンター

フリーダイヤル **0120-545425**

受付時間9:00-18:00 年中無休（※年末年始を除く）

お申込み専用  
サイトはこちら